



発行所
西原町役場
〒903-01
西原町字嘉手苅112番地
電話 (09894)-5-4533
印刷
(協)丸正印刷

町の世帯・人口	
(昭和63年3月末現在)	
世帯数	6,975世帯
人口	24,157人
男	12,365人
女	11,792人
3月の人口移動	
出生	38人
死亡	3人
転入	232人
転出	369人
婚姻	8件
離婚	3件

新生、西原東中学校が開校

新しい歴史と校風づくりを目指し

本町で二番目の新生西原東中学校(城間期一校長)がこのほど完成、四月五日午前、西原中学校より分離し、新設中学校としてスタートしました。

本町では、人口の急増に伴い都市化が進み、母体校である西原中学校の過密化が進行、町民よりその過密化解消が強く望まれていた。

校で分離式を行い、東中学校までパレード、その後、町、町教育委員会、父母をはじめ関係者多数参加のもと、開校のテープカット、記念碑の除幕式などを行い、体育館へ移動して開校式典を挙行了。

また、午後には落成式及び祝賀会も催され、学校用地を提供していただいた中部製糖株式会社をはじめとする西原東中学校建設にご協力いただいた関係業者への感謝状贈呈なども行われた。

西原東中学校は、母体校の西原中学校の約三十年間にわたる伝統ある輝かしい実績をふまえ、新しい歴史の創造と校風づくりの確立を目指してスタートした。



字校開校記念式典

本町で2番目の西原東中学校が4月5日開校

★開校式で式辞を述べる平安町長(写真右上)



農業構造政策について検討
3月31日、町役場にて

農業構造政策推進を図る

町地域農業整備推進協が発足

町(平安恒政町長)では、去る三月三十一日(木)午後、

町役場において、町地域農業整備推進協議会の設置を行い同協議会委員への委嘱状の交付を行った。

この協議会は、本町における農業構造政策の推進を図るため、①構造政策推進活動計画の作成②構造政策に関する各種事業の推進と総合調整③農用地利用改善団体の育成等を協議、検討しようというものである。

西原町地域農業整備推進協議会委員

氏名	所属機関
◎与那嶺 栄 幸	西原町畜産組合長
○小波津 弘 行	西部地区構造改善推進協議会々長
与古田 光 順	農業委員会事務局長
石 原 昌 則	農業協同組合経済課長
西大舩 高 人	中部農業改良普及所中城支所長
新 里 祐 男	普及事業連絡協議会々長
平 良 盛 善	農業青年クラブ会長
崎 原 盛 善	崎原土地改良区理事会
小波津 善 一	小波津農村振興会々長

◎会長 ○副会長

一回検討委員会を開き、会長副会長の選出、審議を行った。尚、協議会委員は次の通り。

新会長に城間期一氏

平安町長、委嘱状を交付

四月二十二日午後、町役場において、町健康づくり推進協議会(昭和六十一年二月発足)委員への委嘱状交付式が行われ、平安恒政町長より各委員へ委嘱状が交付された。

これは、同協議会委員の任期満了に伴うもので、席上、平安町長は「町民が、心身共に健やかな生涯を送るため、地域に密着した健康づくりを推進するため皆さん方のご協力をお願いいたします」とあいさつを述べた。



町健康づくり推進協議会委員へ
委嘱状を交付：4月22日、町役場

委嘱式の後、第一回委員会が開かれ、委員互選により、会長に城間期一氏(西原東中学校校長)が選ばれた。

副会長に中山正徳氏(町国民健康保険運営協議会会長)が選ばれた。同協議会は、

①健康診査及び健康相談事業
②栄養指導
③保健衛生組織の育成
④健康づくりに関する知識の普及などを審議し、その結果を町長に具申することになっている。

なお、委員は次の通り

以上敬省略

5月18日に行政相談所開設

「行政相談」とは、役所の仕事に関する苦情や要望・意見等をお受けして、その解決を促進するとともに、皆さんの声を行政に役立てるものである。

総務庁では、五月十五日(二十一日)までを「春の行政相談週間」と定めています。本町では、五月十八日(水)午前十時午後四時まで、町役場二階会議室において、行政相談所を開設します。

行政苦情 一〇番
◎九八八(六七)一一〇〇
◎暮らしの総合行政相談
◎九八八(六一)三七九四

国民年金

年金額の改定について

年金額0.1%アップ

支払月の変更

昭和六十二年の全国消費者物価指数は前年に比べ〇・一%の上昇と発表されました。本来、年金の物価スライドは、物価指数が五%以上変動したときに実施されることになっていました。

しかし、今まで五%未満の変動でも、年金受給者の生活の安定を図るために特例的に物価スライドが実施されてきました。

今年も四月から〇・一%の年金額の改定が行われる見込みです。

昭和六十四年二月から、旧国民年金法による障害年金、(準)母子年金、遺児年金及び寡婦年金の支払いが年六回となります。

これにより支払月も二月、四月、六月、八月、十月及び十二月に変更になり、各支払月の前二カ月分が支払われることとなります。



昭和63年度 年金額 (案) 一覧表

年金の種類	現行年金額	改定案年金額(月額)	年金の支払月
旧法国民年金			
老齢年金(10年年金)	389,400円	389,800円(32,483円)	
老齢年金(5年年金)	331,500	331,800 (27,650)	2.4.6.8.10.12
老齢年金(22年加入)	555,600	571,200 (47,600)	
障害年金(1級)	783,100	784,000 (65,333)	3.6.9.12
障害年金(2級)	626,500	627,200 (52,267)	(昭和64年2月からは2.4.6.8.10.12)
母子・準母子年金(妻と子1人)	814,400	815,300 (67,942)	
遺児年金	626,500	627,200 (52,267)	
新法国民年金			
老齢基礎年金	626,500	627,200 (52,267)	
障害基礎年金(1級)	783,100	784,000 (65,333)	
障害基礎年金(2級)	626,500	627,200 (52,267)	
遺族基礎年金(妻と子1人)	814,400	815,300 (67,942)	2.5.8.11
遺族基礎年金(子1人)	626,500	627,200 (52,267)	
子の加算(2人目まで)	187,900	188,100 (15,675)	
子の加算(3人目から)	62,700	62,700 (5,225)	
老齢福祉年金	328,800	330,000 (27,500)	4.8.12 (希望により11月)

児童手当等の現況届は

6月13日〜27日までに

児童手当、特例給付を受けるにしている方は、毎年一回「児童手当、特例給付現況届」を町長に提出しなければなりません。

この児童手当、特例給付現況届は受給者の前年の所得の状況と六月一日現在の養育の状況などを確認するための大切な届出書です。従って、現在児童手当、特例給付を受給している方、又は今年四月までに認定請求書を出した方も含めて全受給者が、この届出書を提出することになります。

この届出書を提出されない場合は、引き続き支給要件に当てはまっても、六月分以降の児童手当、特例給付の支給ができません。

注意下さい。

なお届出の際の混雑を避けるため届出の日程及び諸注意について個人あて通知しますので、日時を確かめて決められた日にお越し下さい。

一、届出に必要な書類

①受給者の印鑑、②国民年金手帳(年金未加入の方は手帳を持参しなくてもよろしいです)、③預金通帳(受給者名義のもの)、④支給要件児童が他市町村に在住している場合はその児童の住民票謄本

⑤今年一月一日以降に転入した方は一月一日在住市町村発行の「児童手当所得証明書」

⑦厚生年金加入者は「年金加入証明書」

二、受付日程表

月日	行政区	月日	行政区
6月13日(月)	1区、3区	6月20日(月)	9区、16区
6月14日(火)	2区、19区	6月21日(火)	10区、14区
6月15日(水)	5区、7区	6月22日(水)	11区、12区
6月16日(木)	4区、6区	6月24日(金)	13区、15区
6月17日(金)	8区、17区	6月27日(月)	18区

63年度町職員人事異動

昭和六十三年度町職員定期人事異動及び新規採用職員の名の異動と新規採用職員八名の配置が決まりました。

配属課	職名	氏名	前任課
総務課	課長	桑江愛子	総務課
企画課	課長	大城助徳	企画課
税務課	課長	上間明雄	税務課
民生課	課長	比嘉厚信	民生課
保健課	課長	佐久間宗信	保健課
産業課	課長	比嘉貞郎	産業課
国民健康保険課	課長	比嘉貞郎	国民健康保険課
福祉課	課長	比嘉貞郎	福祉課
住民生計課	課長	比嘉貞郎	住民生計課
農業課	課長	比嘉貞郎	農業課
水産課	課長	比嘉貞郎	水産課
教育課	課長	比嘉貞郎	教育課
社会教育課	課長	比嘉貞郎	社会教育課
保健衛生課	課長	比嘉貞郎	保健衛生課
税務課	課長	比嘉貞郎	税務課

6月1日現在で実施

商業統計調査

通商産業省では、昭和63年6月1日現在で商業統計調査を実施します。

この調査は、「商業の国勢調査」ともいわれるもので、わが国の商店の分布状況や販売活動の実態及び商品の全国的な流通状況などを明らかにするため、全国の卸売業及び小売業を営んでいるすべての商店を対象にします。

この調査結果は、国や都道府県、市町村における商業の育成、流通機関の近代化などに活用されます。

調査は、都道府県知事から任命された商業統計調査員が商店を直接訪問し、調査票に記入していただいて回収するという方法で行います。

提出された調査票は統計法により厳重に秘密が守られますので、正確な報告に御協力ください。



※問い合わせ先
通商産業大臣官房調査統計部商業統計課
☎〇三五一〇一五二一
(内線二三八五〜六)

配属課	職名	氏名	前任課
教育委員会	主事	与儀正雄	教育委員会
国民健康保険課	主事	小橋川澄枝	国民健康保険課
保健衛生課	主事	伊藤光雄	保健衛生課
福祉課	主事	伊藤光雄	福祉課
住民生計課	主事	末吉明子	住民生計課
農業課	主事	玉那覇節子	農業課
水産課	主事	玉那覇節子	水産課
教育課	主事	上原拓也	教育課
社会教育課	主事	呉屋寛文	社会教育課
保健衛生課	主事	親泊輝明	保健衛生課
税務課	主事	平良雄世	税務課
住民生計課	主事	安間智靖	住民生計課
教育委員会	主事	仲宗根一彦	教育委員会
国民健康保険課	主事	翁長春美	国民健康保険課
保健衛生課	主事	真志喜つや子	保健衛生課
福祉課	主事	又吉宗孝	福祉課
住民生計課	主事	波平満彦	住民生計課

国民年金保険料の支払いは、便利な口座振替を御利用下さい。

町税条例を一部改正

個人負担の軽減と合理化を図る

地方税法の一部改正が、昭和六十二年十二月十六日付で公布、同年四月一日から施行されるに伴い、町税条例の一部改正が地方自治法

今回の改正は、個人住民税の負担の軽減と合理化を図るのが目的。また、低所得者層に係る非課税措置の基礎額を引き上げる等の措置、配偶者特別控除額の創設などを行った。
尚、今回の改正内容は次の通りです。

●市町村民税

現 行		改		正	
		昭 和 63 年 度		昭 和 64 年 度	
適用課税所得	税率	適用課税所得	税率	適用課税所得	税率
20万円以下	2.5%				
45 "	3 "	60万円以下	3%	60万円以下	3%
70 "	4 "				
95 "	5 "				
120 "	6 "	130 "	5 "	130 "	5 "
220 "	7 "	260 "	7 "	300 "	7 "
370 "	8 "	460 "	8 "	450 "	8 "
570 "	9 "			900 "	10 "
950 "	10 "	950 "	10 "		
1,900 "	11 "	1,900 "	11 "	2,000 "	11 "
2,900 "	12 "				
4,900 "	13 "	1,900万円超	12 "	2,000万円超	12 "
4,900万円超	14 "				

●道府県民税

現行	税率	改 正	
		昭和63年度	昭和64年度
適用課税所得	税率	適用課税所得	税率
150万円以下	2%	130万円以下	2%
		260万円以下	3%
150万円超	4%	260万円超	4%

●基礎控除等の引上げ（昭和63年度）

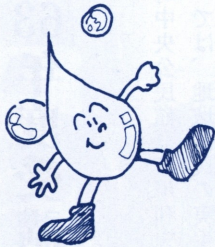
	(現行)	(改正)
基礎控除	26万円	28万円
配偶者控除	26 "	28 "
うち 老人控除対象配偶者	27 "	29 "
同居特別障害者	34 "	36 "
扶養控除	26 "	28 "
うち 老人扶養親族	27 "	29 "
同居特別障害者	34 "	36 "
同居老親等	31 "	33 "

●配偶者特別控除の創設（昭和63年度）

控除額 14万円（合計所得金額 800万円以下の者に適用）

お知らせ

昭和六十三年四月分より水道メーターの検針及び集金の日程が下記のとおり変更になりました。
場合によっては、日にちが前後することもありますのでご了承ください。
なお、どの地域に属しているかが不明の場合には下記の連絡先までご連絡下さい。



水道メーター検針、水道料金集金区域及び日程表

地域	地 域 名	検針日	集金日	担 当 者
1	幸 地	5~7	15~17	外 間 キヨ子
2	棚 原	8	18~19	
3	徳佐田・森川・千原	9	20	
4	上原・西原台団地	10	21~22	
5	坂田・ハイッ	11~12	23~24	新 垣 ゆり子
6	翁 長 (上)	5~6	15~16	
7	翁 長 (下)	7~8	17~18	
8	小波津屋部	9	19	
9	小波津団地	10~11	20~21	与那嶺 キ ヨ
10	安室・桃原・池田	12	22~23	
11	小 波 津	5	15	
12	呉屋・津花波	6	16	
13	小橋川・内間	7~8	17~18	新 垣 ヨシ子
14	掛保久・嘉手苅	9	19~20	
15	南西石油ライン	10	21	
16	小 那 覇	11~12	22~23	
17	県営内間団地	13		
18	県営西原団地	14		
19	新部落・せんつる団地	5~6	15~16	
20	兼久・我謝(海側)	7~8	17~19	
21	兼久1番地(西小地域)	9~10	20~21	
22	与那城・西原ハイッ	11~12	22~23	
23	旧試験場跡	13	24	
24	我 謝	14	25	

連絡先：西原町水道課 ☎5-4934まで

登録と予防注射を お忘れなく！

昭和63年度狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。
犬は、毎年一回の登録と、毎年一回の狂犬病予防注射を受けなければなりません。
犬を飼っている方は、登録と予防注射をお忘れなく。
※詳しくは町役場保健衛生課 ☎5-5013（内62）

昭和63年度 狂犬病予防注射日程表

昭和63年5月15日 (日)			昭和63年6月19日 (日)		
区 別	時 間	場 所	区 別	時 間	場 所
1 区	9時 ~ 9時20分	幸 地 公 民 館	8 区 (掛保久、嘉手苅)	9時 ~ 9時15分	嘉手苅 公 民 館
5 区	9時35分~10時05分	ハイッ自治会事務所	8 区 (小那覇)	9時30分~9時50分	小那覇 公 民 館
2 区	10時20分~10時35分	棚 原 公 民 館	9 区	10時10分~10時20分	宮平アパート前駐車場
3 区 (徳佐田)	10時45分~10時55分	徳佐田 公 民 館	10・12 区	10時35分~11時	兼 久 公 民 館
3 区 (森川、千原)	11時10分~11時20分	森 川 公 民 館	11 区	11時15分~11時30分	与那城 公 民 館
4 区	11時30分~11時40分	上 原 公 民 館	13 区	11時40分~12時	我 謝 公 民 館
(午 後)			(午 後)		
6 区	1時15分~1時30分	翁 長 公 民 館	17 区	1時15分~1時30分	ハイッ自治会事務所
16 区 (呉 屋)	1時45分~1時55分	呉 屋 公 民 館	14 区 (安室、桃原)	1時40分~1時50分	安 室 公 民 館
7 区 (津花波)	2時10分~2時25分	津花波 公 民 館	14 区 (池 田)	2時5分~2時20分	池 田 公 民 館
小橋川 団地	2時40分~2時55分	玉城商店前広場	15 区	2時35分~2時55分	団地自治会事務所
7 区 (小橋川、区間)	3時10分~3時25分	小橋川 公 民 館	16 区 (小波津)	3時10分~3時30分	小波津 公 民 館

料金 1. 予防注射料 2,100円 2. 注射済票交付手数料 400円 登録料 2,000円 合計 4,500円

警察に御協力を！

警察では、五月一日から三十一日までの一ヶ月間を「捜査活動に對する県民の理解と協力の確保月」と設定し、それぞれの地域やその周辺の安全について関心を強めていただき、特に次の点を中心として捜査活動に御協力いただくよう呼びかけています。
●事件の発生を知った場合は、直ちに一一〇番通報を。
●事件について知っていることは積極的に通報を。

犯罪者の周囲には、多くの県民の皆さんの目と耳があり、犯行そのものや犯罪者の姿を多くの方がとらえていることが多いものです。情報については、すぐ一報して下さるようお願いします。
●聞き込み捜査に協力を。
捜査員が聞き込み等でお伺いした際には、積極的な御協力をお願いします。
浦添警察署長

香典返し

▽字我謝二四一番地の屋比久昌明さん、故祖母ツルさんの香典返しとして町社協へ10万円。

自動車税は5月31日までに納めましょう。
お問い合わせは
○自動車税事務所
(0988)79-1627
なお、期前納付した方には「納税感謝」ステッカーを交付します。

人権擁護委員制度を 御存知ですか

六月一日は、人権擁護委員の日です。
本町には、町長から推薦されて法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおります。
相談は無料で、秘密は守ら
れま
す。
お気軽に相談下さい。
。字兼久17番地
平良清仁 ☎五-八四六七
。字小橋川46番地
大城静子 ☎五-八二五七

教育振興のため役立てて 南西石油が町へ200万円

南西石油株式会社（橋田辰夫社長）では、四月二十一日午前、町（平安恒政町長）に對し、「西原町の教育振興のため、新設西原東中学校施設整備に役立てて下さい」と会社創立二十周年を記念して二百万円を贈った。



南西石油株より 200万円の寄付
：4月21日、南西石油にて

贈呈式は同社で行われ平安町長、稲福町教育長、城間西原東中学校長同席のもと谷村耕太郎副社長から平安町長へ寄付金が手渡された。
席上、平安町長は、「新設西原東中学校の体育館内部のグラウンドピアノや備品の購入費に充てていきたい。」とお礼を述べた。

昭和63年度分固定資産税の納期は5月31日までです。
自主納付で活力ある文教の町づくりを推進しましょう。

63年度受講生を募集

町中央公民館

町中央公民館（泉川利夫館長）では、地域住民の実生活に即した教育文化に関する各種事業を開催し、町民一人ひとりが学習、交流などを通して町民相互のコミュニケーションが図られる事業をご紹介します。

町中央公民館事業（5・6月開催）

事業名	内容	対象	回数	時間	開講日
手芸講座 ・編物・染色 ・パッチワーク ・クラフト ・粘土・その他	手工芸の基礎的技術を取得し、美しい装飾品等の手づくりの楽しさを学ぶ	町民	15回	10月12日	5月9日
中国語講座	外国語に挑戦し隣国の文化等を学ぶ		10回	20月22日	5月10日
書道講座	毛筆の美しさと文字の型体を学ぶ		10回	14月16日	5月18日
料理講座	健康食と保存食の献立と調理法を学ぶ		10回	14月16日	5月21日
くらしの作法（話し方）	行事の作法と話し方の技術取得をする		5回	14月16日	6月1日
絵画講座	基礎的デッサンや創造の楽しさを味わう		10回	20月22日	6月1日
家庭園芸	趣味の園芸と基礎技術を学ぶ		10回	20月22日	6月2日
舞踊講座	芸能を理解し仲間づくりと踊る楽しさを味わう		10回	14月16日	6月2日

もつと生涯学習に生かして！

中央公民館図書室

貸し出し人数七、六六二人、貸し出し冊数一三、五五七冊。この数字は、町中央公民館（泉川利夫館長）図書室での昭和六十二年度（昭和六十二年四月～昭和六十二年三月）における、図書の貸し出し状況である。



9,600冊余が蔵書されている町中央公民館図書室

月平均にすると、図書室の利用者数一、八八二人、貸し出し冊数一、一三〇冊という状況で、町民二万四千余人の人口から比較すると、わずかに四パーセントの町民しか利用していない結果となる。

公民館図書室では、各種専門書、百科辞典、歴史、文学、郷土資料、児童図書等、約九千六百冊余（昭和六十二年三月末現在）の図書を揃えております。

町民が自主学習を深め、教養を身に付ける場として自由に活用して欲しいものです。



結成二年目で見事優勝、西原東S.C.のメンバー

チームワークで初優勝

結成二年目の西原東S.C.

第一回少年サッカー新人大会の決勝戦が、四月十日奥武山陸上競技場で開かれ本町の西原東小学校（新垣定信校長）の西原東S.C.（饒平名知幸監督）が見事、初優勝を成し遂げ、関係者を喜ばせている。

西原東S.C.は、結成されて二年目、町スポーツ少年団本部（宮里芳男本部長）に所属し、サッカーを中心に、各種スポーツ行事や文化活動にも積極的に参加、饒平名監督の指導のもと、チームワークとねばり強さをもったクラブ。

西原東S.C.は、決勝戦において、前半及び延長戦においても勝負がつかず、PK合戦により、初優勝の栄冠を手にした。

私のむらは昭和四十年代後半頃まで地域活動は停滞ぎみで、自治会を中心に理事会、青年会、婦人会等で運営されていたが、企画運営に生活改善グループが働きかけたことにより活発になりました。



町児童館「迷路大会」より

ダンボールをつまぐ利用！

町児童館が「迷路大会」

町児童館（平安恒政館長）では、去る四月二日～六日までの四日間、ダンボール箱を組み立てて作った「迷路」を利用しての「迷路大会」を実施した。

後継者と共に歩む

グループ活動とむらづくり

やよい生改グループ 屋良富子

一、地域の概況
私の住む上原集落の総面積は、64ヘクタール、人口383人、世帯数99戸、農家戸数40戸で農業経営はさとうきびを中心に、野菜と花きが栽培されています。

現在、生活改善グループが中心になって実施している主な活動に冠婚葬祭の簡素化の徹底と推進、子供エイサー指導、集落内清掃日のリード、環境美化運動としてのちり集積箱の設置、三世代間ゲートボール大会、学事奨励会、親子料理教室、親子キャンプの開催などがあります。

二、組織活動の状況
昭和三十三年に生活改善グループが結成、私も結婚もない25歳に加入、現在、13人で活動、6名の若妻を加え年令をこえた活動に発展しています。

私のむらは昭和四十年代から農業は盛んで、大根、キャベツの産地として有名で、昭和四十一年には農研クラブも結成され、私も農研クラブに加入し、生産技術の研究を積みました。

三、むらを活かしたグループ活動
私のむらは、昭和四十年代後半頃まで地域活動は停滞ぎみで、自治会を中心に理事会、青年会、婦人会等で運営されていたが、企画運営に生活改善グループが働きかけたことにより活発になりました。

四、我が家の実践内容
昭和五十三年までは大根、キャベツを中心に栽培する27アールの兼業農家でしたが、安定した経営のために、花き栽培へ作目変更しました。

五、自給の充実
夏場は野菜が作りにくく、グループで講習会、苗交換会等を行い40種類を自給し、手作り味噌は共同仕込みをし、ババイヤ、グワバ大根等の生産物は、加工し自家用交際用に年中活用しています。

特に、我が家では七年前、野生のミツバチが住みつき、現在では巣箱9郡設置、ハチミツを年間約30ℓ自給し、砂糖代わりに活用しています。

六、後継者との分担と今後の生き方
息子は研修や組織活動に参加し技術を高め、嫁は経営簿記帳を担当し、私は、これまでの知識と技術を活かして経営面積の54アール中10アールを分担し、その収益で今後の二人の生活設計のため積み立てています。

確定申告が間違っていたときは
確定申告を提出した後で、計算間違いなど申告内容に間違いがあることに気付いたり、うっかりして確定申告の提出を忘れていた場合は、直ちに申告内容に間違いがあることを確定申告をしてください。